

I. (5)政治・行政との透明な関係

政治・行政との透明で公正、健全かつ正常な関係の保持

- ◆建設業は、政治・行政との不透明な関係を疑われがちな業種であり、政治・行政との関わりについては、透明で公正、健全かつ正常な関係を保たなければなりません。
- ◆議員・公務員が私人として当社と関わりを持つこと（例：工事施工現場の近隣住民）もあります。この場合、「私人としての立場を隠れ蓑に不適切な要求や対応をしているのではないか」と疑いの目をもって見られやすいことを念頭に置き、誤解を招かないよう、対応の趣旨を明確にするとともに、言動には慎重にならなければいけません。
- ◆議員・公務員との付き合い、献金、選挙協力などにつき疑問がある場合は、総務管理本部総務部企業行動監理室又は支店管理部に問い合わせ、指示に従ってください。

公務員等への金品などの利益供与の禁止

- ◆公務員等に対する利益の供与（その申込みや約束を含む）については、法令などに違反するおそれもあるため、慎重な判断が必要です。

公務員等の職務に関連する利益の供与

- ：不正な目的であるかどうかを問わず、贈賄罪に問われうるため厳禁。
 - *適正な職務に対する謝礼としての利益の供与でも、不可。
 - *過去又は将来予定された職務に関連する場合でも、不可。

公務員等の職務に関連しない利益の供与

- ：公務員等については、通常、その公務員等が属する団体の倫理規程があり（例：国家公務員の場合は、国家公務員倫理規程）、利益の供与に関し、種々の制限を受けているため、その制限に反することは不可。
 - *倫理規程がない場合は、原則国家公務員倫理規程にならってください。
 - *“社会通念上相当と認められる程度を超える”あるいは“職務に関連したものである”と疑われるおそれがある場合、これを差し控えてください。
- ◆利益の供与にかかる支出については、その日時・場所・使途・相手方などの内容を偽ることなく、会計伝票などにできる限り正確に記録してください。虚偽記載はもちろん、不正確・曖昧な記載を残すことは、不正な意図があったことを隠したいからではないかと疑われる原因となるからです。
- ◆当社では、利害関係の有無にかかわらず、公務員等への儀礼的な中元・歳暮の贈呈を全て禁止しています。

政治献金及びパーティー券などについて

- ◆政治献金や議員や後援会からのパーティー券の購入については、政治資金規正法や公職選挙法に違反してはいけません。これらの支出にあたっては、金額の多寡に関係なく、事前に総務管理本部総務部企業行動監理室の指導を受け、稟申しなければなりません。
- ◆政治資金パーティー券以外の各種催物の券(親睦ゴルフコンペ、忘・新年会、「〇〇の夕べ」等)の購入依頼があった場合も、政治資金パーティー券の取扱いに準じ、事前に総務管理本部総務部企業行動監理室の指導を受け、稟申してください。
- ◆議員や後援会に対する以下のような行為は、政治資金規正法又は公職選挙法に違反するおそれがあることから、行ってはいけません。

【禁止行為の一例】

- ・中元や歳暮の贈呈
- ・議員との会食などで議員分の飲食費などを負担する行為
- ・議員や後援会主催の催物への協賛
- ・「事務所開きの挨拶」「陣中見舞い」「当選祝い」などの名目の金品や飲食物の提供
- ・無償又は相場よりも安く土地や建物を貸したり、水光熱費の負担を肩代わりしたりする行為(有償貸与は可能であるが、その際には、事前に所定の社内手続きを要する。)
- ・車両を貸与すること(有償無償を問わず)

政治資金規正法の主な規制内容

- ☑政党・政党支部・政治資金団体(政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定したもの。)以外の者に対する、会社による政治活動に関する寄附は、禁止。
- ☑年間5万円を超えるものについては、寄附者の氏名などが収支報告書で公開。
- ☑寄附の量的制限：①一寄附者の年間寄附総額を規制する総枠制限
②一受領者への年間寄附総額を規制する個別制限
- ☑寄附の質的制限：①国や地方公共団体から補助金などを受けている会社や3期連続赤字会社など、特定の者からの寄附の規制
②匿名の寄附の規制 等
- ☑一つの政治資金パーティーで同一の者が一定額(20万円超)を支払った場合、氏名などが公表。また、150万円を超える対価の支払いは、禁止。

公職選挙法(寄附関係)の主な規制内容

- ☑国と請負契約を結んでいる者は、契約締結時から契約終了・消滅時まで、国会議員の選挙に関する寄附が禁止。
- ☑地方公共団体と請負契約を結んでいる者は、当該地方公共団体の長又は議会議員の選挙に関する寄附が禁止。